

お客様本位の業務運営に関する方針

スコシアバンク・グループは、カナダ国内市場及びグローバルな市場において多様な金融サービスを提供する金融機関グループです。日本においては、スコシア・セキュリティーズ・アジア・リミテッド 東京支店（以下「当支店」といいます）が、グループ会社から本邦の機関投資家のお客様に提供する外国証券の媒介を行っています。

（現在当支店は一般投資家及び個人投資家のお客様へのサービスの提供は行っていません）

お客様本位の業務運営に関する方針の策定・公表など（原則1に対応）

当支店は、金融庁が公表する「顧客本位の業務運営に関する原則」及びその注記を踏まえて、お客様本位の業務運営に関する方針を以下のように定めています。当支店は本方針及びその取組状況について定期的に見直しを行い、お客様本位のサービスの提供に努めます。

お客様の最善の利益の追求（原則2に対応）

スコシアバンク・グループはコード・オブ・コンダクトに6つの原則（以下ⅠからⅥ）を定め、当支店役職員は同原則に則した誠実、公正、倫理的な業務運営に取り組み、お客様の最善の利益の実現に努めています。

原則Ⅰ．スコシアバンク・グループが事業を運営するすべての国・地域における法令の遵守

原則Ⅱ．お客様とスコシアバンク・グループとの間での利益相反の回避

原則Ⅲ．正直で誠実な行動

原則Ⅳ．資産、通信、情報及び取引に係る守秘義務の遵守とその完全性・安全性の確保

原則Ⅴ．すべての人に対する公正、公平且つプロフェッショナルな対応

原則Ⅵ．スコシアバンク・グループが事業を運営するコミュニティへのコミットメントの遵守

利益相反の適切な管理（原則3に対応）

当支店は、利益相反管理規程を定め、お客様の利益が不当に害されないよう、お客様の利益を不当に害する恐れのある取引を特定し、管理するよう努めます。

[スコシア・セキュリティーズ・アジア・リミテッド東京支店 利益相反管理方針の概要](#)

手数料の明確化等（原則4に対応）

当支店は、お客様に金融商品・サービスをご提供する際には、当該金融商品・サービスに関する手数料を合理的且つ公正に設定し、法令に従った適切なご説明を行います。

重要な情報のわかりやすい提供（原則5に対応）

当支店は、お客様に金融商品に関する重要情報を提供する際には、お客様が理解できるようわかりやすくご提供するように努めます。また、お客様との取引の後、当該取引に影響をもたらす可能性のある大きな市場情勢の変更等が発生した際は、適宜フォローアップさせていただきます。

なお、当支店は複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨すること等を行っておらず、原則5の注のうち、注1、注3、注4及び注5のみが該当し、注2については該当しません。

お客様にふさわしいサービスの提供（原則6に対応）

当支店は、お客様の取引目的、金融商品に関する知識や金融商品取引に関するご経験等に基づき、お客様のニーズに合った商品やサービスのご提案をします。

当支店は、より深くお客様のニーズをくみ取り、より良いサービスのご提供ができるよう、お客様との全てのコミュニケーションを大切にしています。

当支店の勧誘方針は [こちら](#) からご覧になれます。

なお、当支店は複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨していないため、原則6の注2については該当ありません。また当支店は金融商品の組成に携わっておらず、原則6の注3についても該当ありません。原則6の注のうち、注1、注4、注5のみ該当します。

従業員に対する適切な動機付けの枠組み（原則7に対応）

当支店は、役職員によるコード・オブ・コンダクトをはじめとする社内規程の遵守の確保のために社内研修を定期的を実施し、法令遵守及びお客様の最善の利益の追求について、役職員の認識を高めております。人事考課においては業務の達成した結果だけでなく、必須コンプライアンス研修の完了率や法令遵守意識、倫理的でプロフェッショナルな行動等も対象にしております。

お客様本位の業務運営の取組状況

顧客本位の業務運営に関する方針の策定・公表等 (原則1に対応)	当支店は本方針及びその取組状況について定期的に見直しを行い、必要に応じて改訂します。
顧客の最善の利益の追求 (原則2に対応)	スコシアバンク・グループはコード・オブ・コンダクトに6つの原則を定め、当支店役職員は同原則に則した誠実、公正、倫理的な業務運営に取り組み、お客様の最善の利益の実現に努めています。 当支店はお客様からの苦情には顧客視点を理解した上で、迅速な解決に努めており、苦情の対応状況は定期的に当支店経営陣に報告されます。
利益相反の適切な管理 (原則3に対応)	当支店では、利益相反管理方針を定め、公表しております。 利益相反管理の一環として、当支店はグローバルポリシーに基づき従業員による金融商品取引、社外活動、および贈答・接待を定期的に検証しています。コンプライアンス部門の一部署であるAPAC Testing and Monitoring が従業員による金融商品取引、社外活動、および贈答・接待の申請を案件毎に審査し、各国の検証を適宜実施しています。
手数料の明確化等 (原則4に対応)	スコシアバンク・グループでは顧客取引をする際の Global Capital Markets Trading and Sales Practices Manual (TSPM) が整備されております。 現在当支店は本邦の機関投資家のお客様に提供する外国証券の媒介を行っており、直接お客様から手数料はいただいております。
重要な情報の分かりやすい提供 (原則5に対応)	スコシアバンク・グループでは顧客取引をする際の Global Capital Markets Trading and Sales Practices Manual (TSPM) が整備されております。 当支店はお客様に情報提供する際は、お客様が商品への理解を深めて頂けるよう、公正な情報に基づいた明確かつ平易な情報提供に努めております。 現在当支店は一般投資家及び個人投資家のお客様へのサービス提供は行っていない為、重要情報シートは使用しておりません。また当支店は複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨すること等を行っていない為、当社の対応関係表において、原則5の注2に関し「非該当」と回答しております。

顧客にふさわしいサービスの提供 (原則6に対応)	金融商品営業部は、お客様の取引目的とニーズを把握するよう努めています。 取引開始時から、より深くニーズをくみ取り、より良いサービスのご提供ができるよう、機関投資家のお客様との全てのコミュニケーションを大切にしています。 現在当支店は複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨すること等を行っていない為、当社の対応関係表において、原則6の注2に関し「非該当」と回答しております。また当支店は金融商品の組成に携わっていない為、原則6の注3についても「非該当」と回答しております。
従業員に対する適切な動機づけの枠組み等 (原則7に対応)	人事考課においては業務の達成した結果だけでなく、法令遵守意識、倫理的でプロフェッショナルな行動等を対象にしています。 当支店は、顧客本位の業務運営に関する原則及び、策定・公表した内容について、営業部門を対象に意識向上を目的とした社内研修（必須）を年次で実施しています。

[金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」との対応関係表](#)

以上